

本論文は、日本の古代から中世への移行期とされる平安時代における貴族社会の身分秩序の転換と、家格が形成される過程について論じるものである。

序章「古代から中世への転換と身分・家格の問題」では、古代の律令国家以後の国家体制の変化と中世成立期の時代区分に関する議論を把握し、中世への転換について考察するうえで身分と家格の問題を題材にして論じることの必要性とその論点を提示した。平安時代をめぐって、1940～50年代には摂関期・院政期が古代国家の崩壊していく時期と理解されたが、1950、60年代からは、10世紀初頭を境にして律令国家とは異質の王朝国家が形成されたという王朝国家論が提起され、その後、様々な分野で王朝国家体制論が展開された。ところが、1990年代より、10世紀後半を画期に新しい政治体制や中世社会が生成したという見解が出されるようになる。

こうした画期を規定する基準のひとつとして本論文が注目しているのは、当時の国家の支配層にあたる平安貴族社会の編成である。律令官人社会が天皇と官人との関係に基づいて規定されたのに対し、平安貴族社会では、権門を中心とする人的関係によって階層の固定化が進み、公卿への昇進ルートに関わる官職を軸として貴族の家格が成立するようになった。家格の成立時期についてはいくつか見解が分かれており、家格をどのように定義するかも問題となる。また、これまでの家格に関する研究では、中世への転換と家格との結び付きがあまり議論されなかった。したがって、本論文では、古代および中世の身分秩序との関係、そして家格の成立過程を論じて、家格とその成立を中世化の指標として位置付ける。その研究方法としては、身分や家格に関連する史料用語、なかでも「貴種」「公達」「良家」という三つのキーワードを中心に検討を行い、身分概念の変遷と家格の形成を把握した。

第1章「古代の「種」観念とその変遷」では、古代の史料に見られる「貴種」「将種」のような言葉によって表された身分観念とその変遷について検討した。中世においては、個人の出生によって身分が決定されるという種姓観念が存在したといわれるが、「種」「種姓」「貴種」などの表現は古代の史料にも見られ、古代の「種」表現と中世のそれが必ずしも同じ意味や性格を持つものとはいえない。9世紀には、蝦夷や渡来系出身氏族の出自を表わすために「種」という表現が使われたが、それに加えて、日本国内の人々を対象としてその氏族の祖先からの職掌を意味する「将種」のような言葉も出現した。同時期に出現した「貴種」の語も、三位以上ないし公卿を継承して政治に携わる職掌の家柄にあたるものといえる。11世紀になると「将種」の語は見られなくなり、「貴種」は頭官への昇進が可能な家柄という意味を依然として残しつつ、「凡種」と対比して官職の高下や家柄の貴賤に関わるものとされる。「種」という言葉で表現された古代の「種」観念は、平安貴族社会が再編され、身分秩序が固定化することに影響され、仏教的な再解釈を経て、11～12世紀には中世の種姓観念へと転換していったのである。

第2章「平安貴族社会と「貴種」」では、前章で触れた「種」表現のうち「貴種」の語に着目した。貴種は様々な分野の先行研究において学術用語として多く使用された。中世の王家・撰閥家をはじめとする権門の身分は史料上の表現に基づいて「貴種」と称され、武士社会における武家の棟梁の家柄も『吾妻鏡』に出てくる「貴種」の語をもって説明された。一方、古代史では天皇の血統に関わる存在を貴種と呼ぶ傾向があり、皇統より出た賜姓源氏や皇統に準じるとされる藤原氏を貴種とみる見解が出された。以上の古代史・中世史の研究では、それぞれ史料から抽出した「貴種」の語を学術用語として使用しているが、古代と中世における「貴種」概念の整合性を取って議論してはいないように考えられる。そこで、本章では古代から中世前期までの「貴種」の史料上の用例を検討した。9世紀に登場した「貴種」の語は、三位以上ないし公卿の子孫といった官位秩序に基づく高位高官の家柄を意味する。当時の実態からみて「貴種」と呼ばれた人々は王臣家の子孫に該当し、王臣家が貴族社会の上層部として権門へと発展し、「貴種」の語も権門の身分に関わる概念に変わってきた。史料上の空白期を経て、11世紀後半には「槐棘之貴種」のように大臣・公卿の家の出身者を「貴種」と称する事例が散見するが、その対象となる人物は藤原北家や源氏の中でも特定の家々に限られる。こうした「貴種」の家は11世紀中葉以前に大臣・公卿を出し続けた家柄に該当し、それ以外の非貴種の家が後で公卿進出の道を開いても「貴種」とは呼ばれなかった。この「貴種」の家が成立する背景は10世紀中葉における忠平以降の藤原北家による撰閥の継承にまで遡れる。

第3章「家格としての公達の成立」では、「貴種」と同じく上級貴族の家格の名称として理解されてきた「公達（君達）」について再検討した。公達は10世紀末には家格に関わる形で史料に現われたとされるが、もし家格としての公達が登場した時期を家格の成立時期とすれば、院政期を家格の成立期と捉える説との食い違いが生じる。そこで、史料に見える「公達」「君達」の用例から、その意味と性格の変化を確認し、変化をもたらす要因とその背景に触れて家格の成立時期を判断する手がかりとした。公達はもともと貴族の子息を指す言葉であり、撰閥・大臣・公卿の子息がその対象となった。11世紀には公達と呼ばれるような人々の家系が藤原忠平の子孫や宇多以降の源氏に限られるものの、門流によって公達と非公達を区別するような家格としての公達はまだ見えていない。家格に関わる概念としての公達は11世紀中葉から確認されるが、公卿の地位を継承した家の出ではあるが、公卿とは無縁となり昇殿の可能性の低い「地下公達」の存在がそれであり、地下公達は略して公達とも称された。11世紀前半、公卿への進出が難しくなり地下のままで経歴を終える公達の数が増加したが、彼らは諸大夫の地位にあっても公役の奉仕をしなかったため、撰閥家に仕える諸大夫の集団は縮小され、役の負担が多くなっていった。そこで、権門への新たな奉仕者集団として地下公達が包摂され、「貴種」の家に対する公達の家格が認識されるようになった。つまり、家格としての公達は11世紀中葉に出現するものと考えられる。

第4章「院近臣と貴族社会の身分秩序—実務官僚系近臣を中心に—」では、院政期における上皇の側近である院近臣の台頭と、院近臣が平安貴族の身分秩序に及ぼした影響について考察した。院政期、特に白河院政期は、清華家や名家などの家格が形成され、身分秩序が

確立していった時期とされる。その一方、公卿への進出が難しかった諸大夫層出身の貴族が上皇の寵愛を受けて、その近臣として破格の昇進をし、それまでの固定的な身分秩序を打破したともいわれており、院政期への理解が若干矛盾している側面も見られる。本章では、院近臣の中でも人材登用の事例とされる実務官僚系近臣の実態を調べて、家格の形成期としての院政期の歴史像を把握しようとした。実務官僚系近臣は、院別当や院判官代に任じられ、弁官・蔵人などの官職に就いて、事務能力に長けた人材として起用されたため、その登用は身分秩序の打破とも評価された。藤原氏高藤流がその代表的な例であり、蔵人・弁官の人員構成から見ると半分近くを占めていた。しかし、実務官僚系のうち公卿に昇進できたのは高藤流と桓武平氏高棟流くらいであり、弁官コースはほぼ高藤流に独占された。政治的環境の中で自分たちの地位上昇を成し遂げることはできたが、それは既存の身分秩序に組み入れられた形であり、身分秩序の「打破」にまでは到達しておらず、むしろ院政期の貴族社会における身分構造の確立に役立つ存在となったのである。

第5章「平安時代の寺院社会と「良家」」では、寺院社会において「良家」「良家子」と称された人々とその身分について論じた。平安時代に入って、貴族層出身の人々が出家するようになり、寺院社会の中では、貴族社会での地位を維持したままで優遇される上級貴族層出身の僧侶が多く出現した。その僧侶たちに対して出身の家柄を示すような「貴種」「良家」の呼称が現れたが、寺院社会に関する先行研究の中には、権門出身の貴種僧とそれより下級の貴族出身の良家僧の区別が存在したという研究が見られる。ところが、古代の史料を見ると「貴種」と「良家」は混用され、両者の厳密な区分はなされていなかった。「良家」は平安時代以前の史料では五位以上の位階を持つ貴族官人の家を対象とし、9世紀には三位以上を「良家」とみる認識も追加され、その点では9世紀の「貴種」の概念とも重なる部分がある。10世紀に入って、五位以上の貴族層の性格に変化が生じ、「良家」の語も大臣・公卿の家柄から受領層に至る貴族の集団を指すようになった。同時期に貴族層出身者の出家も増え、11世紀後半には凡人の僧侶より有利な条件で豎義進出を果たし、寺院社会の上層部に登るようになった彼らは「良家」「良家子」の呼称で呼ばれるようになったと推定される。12世紀には、寺院社会では良家僧の中に受領層貴族の子弟が見られなくなるのに対し、貴族社会では受領層の諸大夫に限定して「良家子」の語が使用されてきた。つまり、11世紀後半、平安貴族社会の家格としての性格を持つ「良家」は寺院社会に持ち込まれ、のちには貴族社会と寺院社会における良家の概念がそれぞれ別の道を歩むようになったのである。

第6章「平安後期における武士の階層移動—越後城氏の事例を中心に—」では、「良家子」を自称した城助職の一族である越後城氏を例にとり、貴族としての武士の身分、武士社会の中での階層秩序、そして12世紀における武士の階層の変動について検討した。先行研究では、在地勢力の越後城氏が京で活動する嫡流の越後平氏と連動する諸大夫層の豪族的武士団であったとみる見解が示されていた。その根拠としては城助永という人物による京都での活動が挙げられた。本章では、越後城氏の成長過程をたどり、城助永のものとして把握されてきた平助永の在京活動が実は同名異人の活動であることを明確にした。すなわち、12世紀中葉まで越後城氏の在京活動は確認されず、嫡流との連携もあまり見られなかった。城氏

は、平清盛と関係を結ぶことによって勢力拡大の機会を与えられ、さらに「良家子」すなわち受領層の諸大夫の地位を自称する段階にまで到達した。治承・寿永の内乱において平清盛勢力の味方として反乱軍に立ち向かった城氏の助職は越後守に任じられたが、城氏のような在地の諸勢力は内乱を契機として、勢力を拡大し、地位を上昇させる機会を得た。ただ、平家が没落してから、武士社会の秩序構成は鎌倉殿である源頼朝を頂点として再編され、平家に加担していた城氏らの勢力は階層移動を期待できなくなったのである。院政期は家格の形成期と考えられるが、中世社会の身分秩序の枠組みはさほど変わらないものの、鎌倉幕府の樹立に至るまでの時期には、個人の身分や階層がまだ流動的であったといえる。

最後に、終章では各章で検討した内容をもとに、平安貴族社会の身分秩序と家格の成立について明らかにした点をまとめた。一つ目は、古代的な官人秩序から中世的な身分秩序への転換である。天皇を頂点とする支配層の構成員である官人たちは位階とそれに連動する官職を地位の象徴として与えられ、天皇に奉仕した職能・職掌が家柄や出自の象徴となった。それに対して、11世紀後半からは、父祖が継続的に取得した官位の高さが家柄の格式を決めるようになった。こうして出自によって固定化していった中世的な身分秩序は官人秩序に基づいた身分用語の内容にも変化をもたらしたのである。二つ目は、家格の成立時期と中世への転換との関係である。家格は中世的な身分秩序を構成する要素の一つといえる。「貴種」「公達」「良家」という家格に関わる身分名称が史料上に見え始める時期からみて、これらの家格の成立時期は11世紀後半にあたる。権門を中心とした身分構造と家格の原型が現れてくる10世紀後半は中世への転換の画期ともいえる。三つ目は、古代から使用された官位秩序に基づく身分用語が中世的な家格の名称としても取り入れられ、当時日本の社会全体において包括的に規定された身分として認識された点である。但し、鎌倉時代に入る頃には、寺家権門と武家権門の定着とともに、包括的な身分名称も次第に相対化していった。